

第13回鳥取地方裁判所委員会及び第13回
鳥取家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

平成21年9月30日（水）午後1時30分～午後4時05分

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

朝日貴浩（地裁委員），大田原俊輔（地・家裁委員），小倉哲浩（家裁委員），
加賀田理絵（家裁委員），門脇憲彦（家裁委員），北佳子（地・家裁委員），
佐藤洋子（家裁委員），助川鶴平（家裁委員），田中澄夫（地・家裁委員），
虎井佐恵子（地裁委員），奈良武（地裁委員），森中栄（地裁委員），
山田正（地裁委員），山本徹（地裁委員）

（事務担当者等）

地裁：家室事務局長，藤井民事首席書記官，森田刑事首席書記官

家裁：星野事務局長，山田総務課長，宮部総務課課長補佐（書記）

4 議題

- (1) テーマ1：裁判員裁判施行後の実施状況
- (2) テーマ2：現在の経済状況下における地裁民事事件の事件動向について
- (3) テーマ3：地家裁委員会を活性化させる方策について
- (4) 次回開催テーマ等

5 議事

- (1) 議事の公開等の可否

報道機関に議事を公開する旨の決議及び日本海新聞記者の在室が許可された。

- (2) 新任委員紹介
- (3) テーマについての意見交換

テーマ1については、刑事首席書記官から説明を行った後、意見交換が行われた。意見交換の要旨は別紙第1のとおり

テーマ2について、民事首席書記官から説明を行った後、意見交換が行われた。意見交換の要旨は別紙第2のとおり

テーマ3については、家裁総務課長から説明を行った後、意見交換が行われた。意見交換の要旨は別紙第3のとおり

なお、意見交換の最後に、平成21年11月末で退任予定の委員から、在任期間を通じての感想等が述べられた。

(4) 次回期日等

ア 次回の鳥取地方裁判所委員会及び鳥取家庭裁判所委員会は、平成22年2月5日（金）午後1時30分から2時間程度、合同で開催することとされた。

イ 次回のテーマの候補

(ア) 裁判所利用者に対するアンケートについて

(イ) 講義（調停委員）

(ウ) 裁判員裁判の実施状況について

(別紙第1)

裁判員裁判施行後の実施状況について

- 裁判員になられた方の負担もあるかと思うが、その点はどうだったのか。
- 国民が裁判に参加することが良い面としてあったと思う反面、裁判員が入ったことによって求刑と判決との関係がどう変わったのかが見えてこない。判決の量刑が良かったのか悪かったのかで今後の評価が変わってくると思う。
- 検察官としては、従来から、求刑は事案の特性を考慮して個別具体的に行ってきた。裁判員裁判になったからといって求刑の方法を変えることは考えていない。これまでに実施された裁判員裁判の求刑と判決とをどう評価するのかということについて、例えば懲役10年の求刑に対して、懲役5年の判決が出た場合であれば、なお一層分かりやすい主張立証を考えていくということにはなると思う。
- 求刑に近い判決もあるが、求刑よりも軽いものは思いきり軽い傾向にあるように思う。件数が少ないので現時点では何とも結論付けることはできない。
- 裁判員裁判での量刑がどうなるのかということは当初から言われていたことである。これまでの裁判官だけの量刑は硬直的と言われてきた。裁判員の方が感じられる罪の重さと、これまで裁判官が色々なバランスを取って積み重ねてきた量刑とをどう調整していくのかを考えていくことが重要だと思っている。裁判員の方々とは、公平性の観点から同種事案の傾向を話しながら、個々の事件の特性や重みについても議論していくことになる。
- 裁判員裁判での量刑は、裁判官だけの裁判よりも幅のあるものになってきていると思う。被告人の人間性や再犯可能性を見る幅が広がるのではないか。量刑についても色々なバリエーションができて良いし、そうなるべきだと思っている。
- 裁判員裁判に参加した民間の方は、とても大胆なことは言えず、求刑どおりになると思っていた。刑にどのくらいの幅があるのか分からないが、懲役10

年の求刑に対して懲役5年の判決になったり、保護観察付きの執行猶予が付いたり、求刑に対して判決がかなり変わっているという印象を受ける。国民が入ったことにより量刑が半分になったのかどうかは分からないが、大胆に変わっているように思う。

- これまでの裁判官だけの裁判においても、今言われたような求刑と判決のケースはあり、仮に裁判官だけの裁判で行ったとしても同じ内容の判決になったかもしれない。証拠を見ても本当はどうかは分からない。本当の意味での比較はできないが、印象としては若干幅が広がったように感じている。
- 裁判員裁判に参加された民間の方が、報道に対して顔を出されたり、意見を述べられていた。裁判が始まる前の印象だとあまり公にしない、表に顔を出さないと思っていたので、これまでの報道を見てかなり公になっているという印象がある。
- 裁判員裁判が終わるまで、裁判員候補者や裁判員であることを公にしてはいけないことになっている。しかし、休暇を取得したり、仕事の調整をするために身近な人に話すことは問題がなく、そのような場合にも絶対に言うてはならないということではない。裁判員裁判後の記者会見では、本人が希望すれば顔を出すことは可能であるし、自分が裁判員であったということを言うことはできる。報道で顔が出るとインパクトがあるが、全部の裁判員経験者が顔を出している訳ではなく、顔を出したくない人は最後まで出していない。
- 判決終了後、了承されて記者会見に出席された方、更に個別の記者会見に出席された方の感想等が報道されている。裁判員経験者がどれくらいの割合で記者会見等に応じているのかは把握できていない。
- 裁判員裁判が始まるまでは、この制度をネガティブに捉える意見があったが、実際始まってみたら多くの方が記者会見に応じられている。8月に行われた東京地裁の全国で最初の裁判員裁判では、裁判員6人のうち4人の方が記者会見に応じられていた。その方々が記者会見で話すことによって、特別な人がやっ

ているわけではなく、これまで未知の世界のことだった部分に、自分たちと同じ普通の人々が裁判員を務め判決に関わり、真摯に取り組んでいることが伝わってきた。東京に続く各地の裁判員裁判でも候補者となった人が高い率で裁判所に出向いて、裁判員を務めている。鳥取地裁での10月の裁判員裁判は注目されている。同じ県の身近な人が裁判員を務めているということが広まっていき、制度が定着していくのではないかと。裁判員裁判は概ね順調に進んでいるという感想である。検察、弁護側の立証は、分かりやすく工夫されていると思う。

個人的な意見としては、パワーポイントを使う場合、中身よりもプレゼンテーションで納得してしまうことがあり、それが判断に影響してしまわないかと若干懸念しているが、裁判を分かりやすくすることは非常に重要なことであり、裁判員裁判が順調に進んでいることの一助になっていると感じている。

- 検察官は組織としてやっているが弁護人は個人でやっているのだから、力の差があるのではないかとということも言われている。
- 弁護人は一人ひとりやり方が違っていて、どの程度パワーポイントを使うのかということについては、力の差ということではなく、弁護人の個性として差がでてくると思う。現在、熱心に裁判員裁判の準備をしている弁護士のグループは、基本的にはパワーポイントではなく、いかにしゃべって裁判員に理解してもらうかに力を注いでいる。過度にパワーポイントに頼らないというのが全国的な傾向であり、鳥取の現状であるとみている。
- 先程の個人的な意見は、視覚に訴えると、物事の真実というのが疎かにされて、視覚的に訴えた方が説得力を持ってしまわないかという懸念である。今言われたとおり、視覚的に訴えるのではなく内容で勝負というところが非常に大切だと思う。

(別紙第2)

現在の経済状況下における地裁民事事件の事件動向について

- 先程説明された民事通常訴訟事件の件数の中で、携帯電話等を使ってダウンロードしたことに対する不法な請求に関する裁判は、どれくらいの割合で入っているのか。
- 全国的なことは分からないが、鳥取地裁では、そういう請求の訴訟が目立っているということはない。
- 私自身や私の周りでもあったことだが、ウェブからダウンロードしたことに対して不法な請求があり、弁護士に相談したということがあった。これらの不法請求は氷山の一角であると思われ、これからそういうことが広がっていくのではないのかと思う。裁判所で今後どうなっていくのかが分かれば教えてもらいたい。
- ウェブを使った社会現象や新しい犯罪的傾向としては顕著と思われるが、ウェブは匿名性が高いために、裁判をするために相手を突きとめ、被害回復のために訴えるということは少ないのではないか。鳥取地裁に限っては、そういう類型の事件が裁判所に持ち込まれるケースは目にしていない。
- ウェブの関係で、何十万円という被害のケースはそんなにはないと思う。数万円単位の請求が来て弁護士に相談に来られることが多い。弁護士が事情をお聴きすると、内容がサービス違反だったりすることがあり、弁護士が介入すると請求が止まる。また、実被害がないままだと裁判までいかないことになるし、たまに数十万円の被害があっても追及できないことがある。仮に、弁護士が鳥取から東京まで調査に行くとしても、そこまで時間と労力をかけてやるのかということを考えると、非常に厳しいと思う。インターネット上で追跡調査をしてくれるところがあるが、実際には相手方を特定するところで壁がある。
- 以前、インターネットの公開サイトである「2チャンネル」で、特定の団体を誹謗中傷する内容が書き込まれ、サイト管理者に削除を求めたが応じないと

いうことで、削除と損害賠償を求めたという裁判はあった。

- 先ほど述べたようなウェブにからむ不法請求は潜在的な数はあると思っている。委員会での議題として適当かどうかは別にして、若い人に対し、こういうときにはこう対処するということを教えてくれる窓口があれば良いと思っている。
- 鳥取県でも過払金返還訴訟が増えているということだが、私の職場に相談に来られる方も、多重債務を抱えている方が多い。そのようなことから、先日、弁護士を講師に招いて、過払金についての勉強をした。当方では法テラスを紹介するという対応しているが、弁護士に直接相談するのは敷居が高かったのが、法テラスに一旦相談に行くことにより訴訟の件数が増えたのではないかという感想を持っている。
- 裁判所では、訴えを起こした人がどのようなアクセスで訴えに至ったのかは分からないが、裁判所、法テラスや弁護士に相談するという、市民の司法へのアクセスが充実して事件が増えているのなら、それは良いことだと思う。
- 過払金返還訴訟が多いのは確かである。昨年、最高裁判所が鳥取県弁護士会にその件で調査にきた。その際に、平成12年と比べ弁護士の人数が24名から48名に倍増したことや、準備書面の書き方を研究したり、判例分析を含む最先端の研究会をやっていることから高度な対応ができているという話をした。弁護士会としては、法テラスができたというよりも、弁護士の数が増えたことが訴訟増加の要因だと認識している。
- 事件数は年々多くなっているが、裁判の審理期間が短くなっているのは、何か仕組みの変化があったのか。また、労働審判事件の中には過労死の事件も入っているのか。労働審判事件の件数について、鳥取県の人口と全国の人口との比率から見て、鳥取地裁への申立件数はどうなのか。
- 全国の人口の中で鳥取県の人口はちょうど0.5パーセントくらいになる。先程の説明では、平成20年に全国で約2千件の申立てがあり、鳥取では8件

の申立てがあったということなので、大体人口比率に見合った件数ということになるのではないかと。

- 裁判の迅速化に関する法律というのがあり、第一審の判決を2年以内のできるだけ短い期間に終わらせることになっている。従前から裁判には時間が掛かりすぎるという批判があり、この法律ができる前から、手続の進行に合わせて期限を設定するなどの工夫をしながら進めてきた。裁判所と訴訟関係人とが共通認識を持ち、それに向けた努力をしてきたことが、結果に結びついているという印象である。
- 先程の最高裁判所の調査の中では、鳥取の本庁は全国的にも審理が早く、米子は遅いという話があった。民事訴訟法改正後、鳥取の本庁では早くから裁判所と弁護士会による協議会を行い、計画的に集中証拠調べを取り入れた。それが結果として統計数値に表れている。
- かつては1期日で人証1人を調べ、次は誰を調べていくのかという五月雨的な証拠調べが行われていた。民事訴訟法改正後は、争点を整理して、審理計画を立てて進めてきたことから早くなっている。今後は、争点整理の期間を短くするなどの工夫が考えられる。
- 毎年の倒産件数について、何か傾向があるのか。法人と個人の割合はどうなっているのか。先程の人口比率との関係では、鳥取地裁の民事通常訴訟事件の件数は全国の件数の0.68パーセント、破産事件の件数は0.6パーセントとだいたい数字としては合っている。
- 新聞に倒産として載るのは負債総額1000万円以上のものだが、裁判所の破産事件には個人商店もすべて含んでいるので、新聞等で発表されている数字よりは多くなる。昨年、1000万円以上の企業倒産が百何件かあるので、それに個人倒産や個人再生が加わる。昨年から言われているように、雇用保険が切れて住宅ローンが払えなくなる人が出てくると、今後、個人の倒産事件が増えてくるのではないかと。

- 倒産のうち2割が法的整理で、8割が任意整理だと言われている。鳥取県は全国の傾向よりも早く疲弊が進んでいるのではないのか。三、四年前と比べて何か特色があるのか。
- 裁判所の破産事件の件数は増えてない。
- 破産事件には2種類あり、弁護士が破産管財人として一定の財産を清算していくものと、清算する財産がなくて破産宣告と同時に破産手続を廃止するものがある。破産管財人を付ける事件は手間も時間も掛かる。破産事件の件数そのものは減ってはいるが、主に会社関係ということになるが管財事件は減っていない。昨年4月以降、建設関係の連鎖倒産があったことから建設会社の破産申立てが多い傾向にある。会社が倒産すると、その会社の代表者個人の破産事件も管財事件となることがあり、会社が倒産すると管財事件が増えるという印象である。
- 統計上では破産事件は増えていないし、現在の経済状況の影響がどれだけあるのか分からない。民事通常訴訟事件と労働審判事件が全国でも鳥取地裁でも増えているということは分かる。国民が個人の権利をきちんと主張できるようになったのだと理解している。

(別紙第3)

地家裁委員会を活性化させる方策について

○ 従来は、委員の負担等を考慮して、裁判所の方からまずテーマについて説明し、それに対して委員から意見をいただくということが多かったが、前回、委員の方から意見を発表してはどうかという提案があった。この委員会は外部の人である委員から意見を言ってもらい、それを裁判所の運営に反映させていくというものである。委員の方から意見を発表してもらう場合、その意見が必ずしも裁判所に対する直接的な提言でなくてもよいので、それぞれの経験を踏まえた意見をいただき、裁判所の運営に反映させていきたいと考えている。

○ 本日の委員会には、初めてこの委員会に出席した人も何人かいる。規則などを見ると議事録についての記載がないが、過去の議事録の取扱いはどうなっているのか。我々は見ることができているのか。

(事務局説明：裁判所のホームページに議事概要を掲載している旨説明)

○ 先程の話によると、裁判所では訴えを起こした人がどういう経緯で裁判所を利用するに至ったのか分からないということであり、裁判所を利用した人のデータがない。過去にアンケートについて話があったのであれば、それがどうなったのかを教えてもらいたい。民事訴訟で弁護士を利用している率は40パーセント台、民事調停事件では七、八パーセント、家裁の離婚調停では3分の1しか弁護士が付いていない現状がある。多くは弁護士の目に触れないで利用されている。本日の説明では弁護士選任率の説明はなかったが、アンケートを取っていたなら、おそらく先程のデータと同様になるだろう。身近な手続である調停について、弁護士が付いていない方が倍多い状況で、弁護士の委員が発言するのは難しい。そういうことからこの委員会でアンケートができないのかと思っている。

(事務局説明：アンケート「利用者の声」の現状を説明)

○ 個別の事件でどう思ったのかを書いてもらわないと統計にならない。名古屋

家裁では、調停利用者に対するアンケートを実施したと聞いている。名古屋家裁の例では、弁護士が待合室で打合せをしていると他の待合者にとって耳障りで不愉快だという意見があった。手続を利用して初めて出てくる感想があり、鳥取地家裁がやっているように玄関脇で御自由に意見を書いてくださいということでは、そういう意見は返って来ないのではないか。

(現在のアンケート用紙を配布)

- このアンケートの中で直接裁判所の職務に関連するものは、職員の対応・説明、施設・設備であり、裁判の不满についてのアンケートではない。裁判に対する利用者の声ではなく、表面的な対応とか言葉づかいに対するアンケートという印象である。

(事務局説明：アンケートを実施することになった経緯を説明)

- 事件についての不满は、その事件の中で扱われるべきことであり、このアンケートでは、裁判所を利用してどこか不满があればお聴かせいただくという趣旨で行っている。
- そういうことで良いのか疑問であるが、このアンケートをとっても意味がないのではないか。ホテルならこのようなものだが、レストランでは味はどうかなどのアンケートをとっている。
- 裁判制度は、裁判官が判断することとなっており、例えば、あの裁判官の判断がおかしいから何とかしろと所長に言ってきたとしても、所長から指示はできないことになる。
- 指示はできないとしても、利用者の声として裁判についてアンケートを実施してもよいのではないか。病院でも投函箱があり患者からの声が入っているが、主治医に対する意見が入っていてもそれで主治医を代えたりはしない。裁判に対する意見を記載できるようにしてはどうなのか。
- 職員がどうしたらいいのか、施設をどうしたらいいのかという点では、このアンケートはこれでいいと思う。名古屋家裁のアンケートについては視点が全

然違うのだと思う。もし入手できるのであれば、この委員会で実施するかどうかを検討の上、決めていくことがよい。名古屋家裁のアンケートが裁判官の独立性に触れたものなのか、調停を利用した方について、裁判に対するものではなく、別の切り口の質問項目かもしれない。

- 鳥取地家裁のアンケートは、これまでどのように活かされていたのか。
(事務局説明：利用者の声に対する対応状況を説明)
- 対応した結果を広報やホームページ等に載せるなどして利用者にフィードバックをしているのか。アンケートに協力してもらった以上、改善した結果をフィードバックすることが大切である。アンケートに答えるのは、利用者にとって負担である。やりっ放しではないということが重要であり、利用者にフィードバックすることをやってもらいたい。
- 平成15年以降のこの委員会のテーマを見ると、裁判員制度の説明ばかりが繰り返されている。委員会規則第1条には「裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるため」とある。そもそも、この委員会は何を議論するために設立したものなのかがよく分からない。裁判員制度について、広報として知らしめられているが、それはこの委員会の設立趣旨と違うように思うがどうなのか。
- この委員会は、委員から意見を聴いていくというものであるが、裁判所の方から情報を発信して、委員から意見を言ってもらおうという双方向の運営をしてきた。
- 裁判所の運営とはどういうことなのか。それによってこの委員会で行うアンケートの内容が変わってくると思う。
- 裁判所の運営について意見を言うとなると、裁判所を利用する原告、被告などの事件当事者や調停委員でないと言いつらいと思う。言ったことが裁判官の独立に関わるとなると、言ったことが宙に浮いてしまう。
- 裁判員裁判のテーマが多いのは確かだが、最近多いのはその施行が近づいたことによる。本日の委員会は、施行後初めての委員会であり、現在の状況を報

告することは必要だと考えられたことからテーマとなった。裁判員裁判について、委員会でテーマに上げないといけないというのではなく、例えば何件か裁判員裁判を実施した後にテーマとすることも考えられる。また、裁判官の独立は憲法上の要請であり、裁判官は良心と法律に従って裁判を行うということは守らなければならない。一方、裁判官は独善的になってはならず、外部の声にも耳を傾けていくことが必要で、そういうことも委員会設立のきっかけであると思う。委員会では、個別の事件をこうすべきだという議論はできないが、組織の態勢整備の形や行政的な一般論の形で議論していくということだと思う。ぎりぎりのところで裁判官の独立と抵触するところがあっても、良識の範囲内で整理しながら議論していくことになると思っている。

- 規則にある裁判所の運営というのは、個々の裁判の内容や判決がどうかということではなく、職員の態勢のことなどを指しているのか。
- 裁判所の運営というのは、個々の裁判のことを除けばあらゆることを含み、限定されるものではないと思う。
- 運営とあるので、裁判の内容ではないのはそうだと思う。
- 裁判員が快く裁判員裁判に臨めるような運営についての意見を一般からの意見として言えるのはこの委員会だと思うし、裁判員裁判をこの委員会のテーマとすること自体を否定するものではない。裁判所の運営一般という観点からアンケートを実施するなら、名古屋家裁で実施されたアンケートを参考に、項目をもっと具体的にするのか、書きやすいものにするのか、それとも違うものにするのかを議論しないといけない。
- 鳥取刑務所の視察委員会に2年間携わったが、運営改善についての意見を言うにしても自分で施設を利用しているわけでない。毎月刑務所を見に行って、刑務所での苦情等を集計した結果をもとに、その人から話を聞いて、それから意見が言えることになる。裁判所の手続を利用していないのに意見を求められても、委員として意見が言いづらい面があるので、アンケートの話をしたもの

である。

- アンケートに限定することなく、例えば、委員の経験を踏まえた意見を広くいただくことで、直ちに裁判所の運営に結びつかなくても裁判所の知識、見識を高めることで運営に役立っていくのではないかと考えている。
- アンケートは是非やっていただきたい。名古屋家裁のアンケートを入手して、作っていくことでどうか。私は以前の委員会で裁判を土日にもやったらどうかという意見を言ったことがあるが、こういう項目をアンケートを設けてはどうかと思う。土日も裁判所がやっているとな国民は便利になると思うし、裁判傍聴に来られる方もいるかもしれない。病院は24時間やっている。
- 必ずしも裁判所の運営改善そのものに直接結びつくものでなくてもいいので、委員から意見を発表してもらおうということはどうか。
- 委員は忙しい時間を割いてこの委員会に出席しているのに、裁判所の運営改善に資する意見でなくてもいいというのでは意味がない。
- 委員はみな忙しいので、忙しくない方から委員を選んだらどうか。
- 委員の方々は組織の運営に携わっておられる方が多いと思われ、それぞれの組織の運営で工夫したり、苦労されている点を言っていただくことで、裁判所の運営にも反映できるのではないかと考えたところである。
- 委員から意見を発表する場を設けて欲しいという具体的な申し出があればそういう場を設けることにしてはどうか。委員が持ち回りで講話のような形で話をするのはこの委員会にはなじまない。今日は、いつもの委員会と違い、学識経験者の方々がそれぞれの立場から意見を述べられ、有意義だったと思う。アンケート等の具体的な改善案の議論になれば、それだけで2時間は経ってしまう。
- アンケートを次回の議題にするなら、現在実施されているアンケートの中の「職員の対応（応接態度、言葉使い）はどうでしたか?」、 「職員の説明する内容は理解できましたか。」及び「施設及び設備等で利用しにくいと感じられ

るところがありますか。」の項目に対する回答のデータを開示してもらいたい。その中で悪い点があればそれをどう改善したのかを資料として出してもらいたい。

- 調停委員の方々の話を聴いてみたい。すごく御苦労されているのではないかと。私自身、調停委員をやってみたいと思うが、やはり自分でやってみないと何も発言できないだろうと思う。調停委員の話の中には色々なことが含まれているだろうから、弁護士で調停委員の方ではなく、一般の方で調停委員をされている方から、裁判所に対する御意見をお聴きしたい。また、私自身はアンケートは正しい答えが出ないと思っている。とても良い意見を持った人か、不満や悪い意見を持った人の意見しか出てこなくて、中立の人の意見は出てこない。私はアンケートにはやや否定的である。これまでのアンケートの結果を紹介してもらおうのはいいが、新たにアンケートをすることになると質問項目をどうするかという議論になり、なかなか本質のところに入っていくので、現在あるものを使っていて、我々が目に触れていない部分に光を当てていくことが重要ではないかと思う。
- 過去の委員会が出た意見に対して、裁判所がどう対応されているのか。対応した結果についても明らかにしてもらいたい。
- かつての委員会で、新聞にコラムを掲載して裁判員制度広報をしたらどうかという意見に対して、その次の委員会で報告があった。問題点として提示したことに対する対応はあった。
- 今までのアンケート結果をまとめて出してもらいたい。統計的なものというよりは、よくなかった点について、具体的にどのように対応したのか、それとも対応できなかったのかを紹介してもらいたい。
- 次回のテーマについては、時間の関係もあり今回出たすべての意見を取り込めるかどうかは分からないが、裁判所の方で取りまとめてお知らせしたい。裁判員裁判についてもテーマの候補としておき、裁判所からの説明は短くして委

員から意見をいただくこととしたい。